



行財政改革に聖域なし！



行政委員の報酬について見直し検討を明言！

行政委員会とは首長から独立した権限を持ち、政治的中立性を確保し事務を執行します。市町村には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会が置かれています。委員は代表監査委員を除き非常勤です。

法律では原則「日額報酬制」！

法律では、行政委員の報酬は勤務日数に応じて日額で支給するとされています。一方で、条例で特別に定めることも認めており、川越市も特別に条例を定め、多くの行政委員会で月額報酬制をとっています。

月額支給にしている理由として、職務内容や勤務態様、特別な事情の有無などを総合的に判断した結果であると答えました。要するに、会議等に出席するだけが仕事ではなく、職責の重さなども加味すると月額がよいとの判断になっているようです。

月3日、4日勤務実態で月額報酬制は妥当？

私が調べた限り、多くの行政委員の勤務日数は、会議以外の視察や行事への参加も含め、ひと月に3日～4日でした。しかも、1日の会議時間は概ね1時間程度であり、中には15分というものまでありました。

平成21年の大津地裁判決では、勤務実態を前提とする限り、行政委員の月額報酬を支給する規定は

法の趣旨に反し違法であるとの判決が出され、控訴審の大阪高裁でも出席日数が月4日以下だった委員には違法との判断が示されています。

また、例えば選挙管理委員の仕事は選挙があるときとないときとでは当然その量も違います。公平委員も不服申し立て等の審査があるときとないときでは仕事量は全く異なります。(ちなみに川越市では公平委員会でこのような審査は何年も行われていません)

法の趣旨はこうした勤務実態に合わせた報酬にすることを求めています。私にはこれで勤務実態に合っているとは到底思えません。

勤務実態に合った支給を提言！

前回この質問をしてから3年、一向に手がつかなかった行政委員の見直しについて、ようやく時期も含め、検討していくことを明言するに至りました。

実は上記の大阪高裁判決は、最高裁で適法判決に覆り、自治体の裁量権を認める判決が下されました。しかし、「法の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対し十分説明可能な合理的なものとなるよう対応することが望ましい」との異例の補足意見が附されました。川越市でもこのことを重く受け止めるべきと考えます。



掲示板

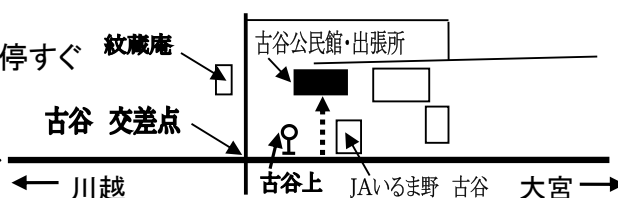
第28回 川口けいすけ議会報告会

日時：平成26年5月11日(日) 13時半～16時半

場所：古谷公民館会議室1 TEL(236-2360) 古谷上バス停すぐ 紋蔵庵 (西武バス)

内容：3月議会報告・その他活動報告、皆様からのご意見・ご質問、など。

* 報告会は後援会の集まりではありません。国道16号どなたでもお気軽にお越し下さい。



市政についてや環境問題 これってな～に？ わかりやすく教えて？ にお答えします！

〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所6F 無所属議員控え室

TEL 070-6998-3687 FAX 049-227-3810 E-mail mail@kawaguchi-keisuke.net



ご意見・ご感想など、皆様の声をお聞かせ下さい。

★ グリーンス川越配布ボランティア募集中！ ★

提案型地域情報誌グリーンス川越は、2003年より政治を身近にしていけるための活動の1つとして始め、2007年からは議員活動報告をプラスし、私の考え方と共に皆様にお届けしているニュースです。なお、手配りのためにタイムリーにお届けできない場合がありますがご了承下さい。バックナンバーはホームページで見ることができます。ご希望の場合はお届けします。

<http://www.kawaguchi-keisuke.net>